

2025年6月18日

株 主 各 位

大阪市中央区本町3丁目6番4号

岩谷産業株式会社

代表取締役会長
兼 C E O 牧野明次

第82回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第82回定時株主総会において、次のとおり報告並びに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項
1. 第82期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
本件は、上記連結計算書類等の内容を報告いたしました。
 2. 会計監査人及び監査役会の第82期連結計算書類監査結果報告の件
本件は、上記連結計算書類の監査結果を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、配当金は1株につき47円と決定いたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決され、定款は下記のとおり変更されました。

(下線は変更箇所)

変 更 前 定 款	変 更 後 定 款
(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。増員または補欠として、選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。 (<u>期末配当金</u>) 第41条 当社は、株主総会の決議をもって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、「<u>期末配当金</u>」という。）を支払う。 (新設) (<u>期末配当金の除斥期間</u>) 第42条 期末配当金は、支払開始の日から満3年を経過しても、なお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。	(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。増員または補欠として、選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。 (<u>剰余金の配当</u>) 第41条 当社は、株主総会の決議をもって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、「<u>期末配当金</u>」という。）を支払う。 2. <u>前項のほか、当社は、取締役会の決議をもって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）を支払うことができる。</u> (<u>配当金の除斥期間</u>) 第42条 <u>期末配当金および中間配当金</u>は、支払開始の日から満3年を経過しても、なお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

第3号議案 取締役12名選任の件

本件は、取締役に牧野明次、渡邊敏夫、間島寛、廣田博清、津吉学、福島洋、高山健志、寺田和正、森詳介、佐藤廣士、鈴木博之、齋藤友紀の各氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

なお、森詳介、佐藤廣士、鈴木博之、齋藤友紀の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

以 上

配当金のお支払いについて

本株主総会の決議によりまして、期末配当金は1株につき47円と決定し、2025年6月19日からお支払いいたします。

1. 配当金の振込先を指定されていない株主様へのお支払いについて

配当金の振込先を指定されていない株主様には「期末配当金領収証」を同封いたしました。全国いずれのゆうちょ銀行、郵便局でもお受取りいただけますほか、銀行等の口座へのご入金もできます。

2. 配当金の振込先をご指定の株主様へのお支払いについて

配当金の振込先をご指定の株主様には、「期末配当金計算書」及び「配当金振込先ご確認のご案内」を同封いたしましたのでご確認ください。

以 上